

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（48歳）は、会社員の妻Bさん（49歳）および大学生の長女Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務しており、継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。

Aさんは、最近、公的年金制度について理解したいと考えており、また、確定拠出年金の個人型年金にも興味を持っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

（1） Aさん（1974年12月10日生まれ・48歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴： 下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料納付済期間 (28月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (72月)	被保険者期間 (440月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額42万円)

（2） 妻Bさん（1974年3月20日生まれ・49歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴： 20歳から22歳の大学生であった期間（25月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（329月）は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ 勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

（3） 長女Cさん（2003年11月15日生まれ・19歳・大学生）

- ・ Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる公的年金制度からの老齢給付について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。なお、年金額は2023年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

- ① 老齢基礎年金の年金額
② 老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\frac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}} + \frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003年3月以前の被保険者期間の月数$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003年4月以後の被保険者期間の月数$$

ii) 経過的分加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$- 795,000円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

正解

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料納付済期間 (28月)	厚生年金保険 被保険者期間 (72月)	
	被保険者期間 (440月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額42万円)

- ① 老齢基礎年金：20歳から60歳までの40年間（480月）、全期間納付しているので

$$795,000円 \times \frac{480}{480} = 795,000円$$

- ② i) 報酬比例部分

$$25万円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 72月 = 128,250円$$

$$42万円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 440月 = 1,012,888.8円$$

合計 1,141,139円

- ii) 経過的加算

「被保険者期間の月数」は72月＋440月＝512月であるが、1,657円に乘じる月数の上限は480月。

「1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数」は22歳から60歳までの月数であるが、「20歳以上60歳未満」の480月から「20歳から22歳の28月」を差し引いても計算できる。

$$1,657円 \times 480月 - 795,000円 \times \frac{480 - 28}{480} = 46,735円$$

- iii) 加給年金

勤務期間が20年以上だが妻BさんはAさんより年上なので既に基礎年金を受給しているはずなので加給年金の対象にならない。

また、長女Cさんも既に19歳なので加給年金の対象外。

よって加給年金は受給できない。

厚生年金の合計は1,141,139円＋46,735円＝1,187,874円

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「Aさんおよび妻Bさんは、老後の年金収入を増やす方法として、個人型年金に加入することができます。個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度であり、拠出できる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額144,000円、妻Bさんの場合は年額（ ① ）円です。加入者が拠出した掛金は、その全額を所得税の（ ② ）として総所得金額等から控除することができます」
- II 「Aさんが60歳から個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（ ③ ）年以上なければなりません。なお、Aさんの通算加入者等期間が（ ③ ）年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60歳から（ ④ ）歳になるまでの間で選択することができます」

〈語句群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 20 ニ. 75 ホ. 80 ヘ. 85
 ト. 240,000 チ. 276,000 リ. 816,000 ヌ. 社会保険料控除
 ル. 小規模企業共済等掛金控除 ヲ. 生命保険料控除

正解

- I …… 拠出できる掛金の限度額は、……妻Bさんの場合は年額（① **チ276,000**）円です。
 加入者が拠出した掛金は、その全額を所得税の（② **ル 小規模企業共済等掛金控除**）として総所得金額等から控除することができます。
- II Aさんが60歳から個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（③ **ロ 10**）年以上なければなりません。なお、Aさんの通算加入者等期間が（③10）年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60歳から（④ **ニ 75**）歳になるまでの間で選択することができます。

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度等についてアドバイスをした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが70歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は24%となります」
- ② 「長女Cさんが、2023年11月以降の大学生である期間について国民年金の学生納付特例の適用を受ける場合、長女Cさん本人に係る所得要件はありますが、Aさんおよび妻Bさんに係る所得要件はありません」
- ③ 「Aさんが確定拠出年金の個人型年金の加入後に死亡した場合において、個人別管理資産があるときは、Aさんの遺族は所定の手続により死亡一時金を受け取ることができます。Aさんの遺族が受け取る死亡一時金は、所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません」

正解

×① $0.7\% \times 60\text{月} = 42\%$

○②

×③ みなし相続財産として相続税の課税対象